

船舶事故調査報告書

令和2年11月4日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年10月20日 11時50分ごろ
発生場所	大阪府 ^{たじり} 田尻町田尻漁港 大阪府岡田港沖防波堤北灯台から真方位052° 1,310m付近 (概位 北緯34° 24.0′ 東経135° 17.1′)
事故の概要	プレジャーヨットイーグルは、航行中、係留中のプレジャーボート第5喜盛丸に衝突した。
事故調査の経過	令和2年1月20日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーヨット イーグル、6.92トン 250-9198大阪、個人所有 B プレジャーボート 第5喜盛丸、1.5トン 250-46976大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特定 操縦者A、一級小型 B 船長B、二級小型
負傷者	なし
損傷	A 左舷中央部外板に擦過傷 B 左舷船尾部に凹損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 3、視界 良好 水象：波高 約0.5m
事故の経過	A船は、ヨットスクールのインストラクターである船長Aが1人で 乗り組み、生徒である同乗者4人を乗せ、船長Aが船首部で入航準備 作業を行いながら、同乗者の1人（以下「操縦者A」という。）を左 舷船尾部でのチラーハンドルによる手動操舵に当たらせ、田尻漁港の 港内をマリーナに向けて機走中、操縦者Aが、船首方至近のいけすに 係留中のB船を視認し、急いで右転したものの、左舷中央部がB船の 左舷船尾部に衝突した。 操縦者Aは、港内でA船の操舵に当たるのが2回目で不慣れであっ たので、船長Aから速力、針路、変針時期等について適切な指示があ るものと思い、操舵に当たっていた。 船長Aは、操縦者Aが小型船舶操縦免許証を持っているので安心して 操船を任せており、自ら周囲の状況を確認していなかったため操船 について適切な時期に指示を出せなかったと本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、船外機をチ ルトアップしていけすに左舷着けで係留中、A船と衝突した。

<p>分析</p>	<p>A船は、港内を機走中、インストラクターである船長Aが、小型船舶操縦免許証を受有する生徒の操縦者Aに操船を任せて入港作業を行い、また、操縦者Aが、操船について不慣れである中、船長Aから操船について指示があるものと思って操舵に当たっていたことから、操縦者Aが船首方にB船を認めて自らの判断で右転したものの、B船に衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、係留中、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>A船は、港内を機走中、船長Aが、操縦者Aに操船を任せて入港作業を行い、また、操縦者Aが、操船について不慣れである中、操舵に当たっていたため、操縦者Aが至近にB船を認めて右転したものの、B船に衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インストラクターである船長は、操船を任せる際、不慣れな人もいたので、常に指示を出せるように自ら周囲の状況を確認しておくこと。 ・インストラクターである船長に操船を任された操縦者は、操船に不安がある際、船長からの指示を待たずに自主的に質問すること。